

[博士論文審査要旨]

申請者：飯島聡太郎

論文題目 新製品の正当化：古楽を事例として

審査員 古川一郎

松井 剛

上原 渉

本論文は、古楽という審美的製品としての特徴を持つクラシック音楽の1つのジャンルが、市場として誕生し、成長し、成熟していくプロセスを分析するものである。審美的製品の評価に必要な正当性がどのように生まれ、正当性それ自身の内容が市場の成長とともにどのように変化し、広く社会に受け入れられるようになっていくかを明らかにしている。

本論文は、古楽の隆盛とその正当性をめぐり、演奏家と研究者、評論家、消費者という4つの異なるプレイヤーが相互作用する様子を、50名へのインタビューと文書資料、現場観察等によって収集された質的データをもとに明らかにした。さらに、1975年から2014年までに『音楽の友』に掲載された古楽に関する4,000件近い記事・評論を文字データとして収集し、テキスト・マイニングによる量的分析も行い、丁寧な実証研究が展開されている。これらの分析によって、古楽に対する認識の経時的変化を明らかにするとともに、①学問と実践という2つの社会的世界をつなぐ学究肌の演奏家の登場、②既存のモダン演奏に対する評価基準の変化、③古楽の適用範囲の拡張、④古楽のコンセプトを補完するキーワードの普及、といった事実を指摘している。

本論文は、多様で膨大なデータを複数の手法で分析することで、新製品の正当性が社会的に構築されていく様子を実証的に記述することに成功しており、高く評価できる。また、正当化のプロセスにおいて、コンセプトを記述するキーワードに着目し、正当性の適用範囲の広がりをとらえているという点で、新たな知見を生み出している。実証分析を基礎づける理論枠組みの構築のために、多様な学問分野の文献を渉猟し体系立てていることも、本論文の優れた点である。

しかし、本論文にはいくつかの課題が残されている。CDの売上額といった市場側のデータがないため、正当化されたことを示す客観的で直接的な証拠がないことや、古楽の普及によって影響を受ける既存のモダン演奏家との対立が、十分に記述できていないことである。しかし、これらの課題は、本論文の実証結果や理論的な貢献の価値を大きく損ねるものではない。

よって、審査員一同は、所定の試験結果をあわせ考慮して、本論文の筆者が一橋大学学

位規則第5条第1項の規定により一橋大学博士（商学）の学位を受けるに値するものと判断する。